

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	児童扶養手当支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富山市は、児童扶養手当支給事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

富山市長

公表日

令和7年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当支給事務
②事務の概要	児童扶養手当法に基づく児童扶養手当受給資格の認定、管理及び手当の支給事務
③システムの名称	児童扶養手当システム 団体内統合宛名(連携)システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当支給特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の第56の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 [主務省令における情報提供の根拠](17、20、42、72、89、90、125、141、155、161の項) [主務省令における情報照会の根拠](81の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども家庭部こども福祉課
②所属長の役職名	こども福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 文書法務課 電話番号 076-443-2261 ファックス番号 076-443-2170
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 情報システム課 電話番号 076-443-2015
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	富山市情報セキュリティポリシー等の規定に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的・人的・技術的なセキュリティ対策等を講じるとともに、特定個人情報を含む事務手続きにおいては必ず複数人で確認を行うようにしており、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月28日	I 5.評価実施期間における担当部署①部署	福祉保健部家庭児童相談課	こども家庭部こども福祉課	事後	
平成30年12月28日	I 5.評価実施期間における担当部署②所属長の役職名	家庭児童相談課長 古川安代	こども福祉課長	事後	
平成30年12月28日	I 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求中「請求先」	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 情報統計課 電話番号 076-443-2015 ファックス番号076-443-2202	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 行政管理課 電話番号 076-443-2021 ファックス番号076-443-2170	事後	
平成30年12月28日	II 1対象人数 いつの時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	
平成30年12月28日	II 2取扱者数 いつの時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	
令和1年6月7日	I 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求中「請求先」	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 行政管理課 電話番号 076-443-2021 ファックス番号 076-443-2170	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 文書法務課 電話番号 076-443-2261 ファックス番号 076-443-2170	事後	
令和1年6月7日	II 1対象人数 いつの時点の計数か	平成30年6月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月7日	II 2取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年6月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月7日	IVリスク対策	なし	IVリスク対策のとおり	事後	
令和2年12月1日	「I 関連情報」- 「4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携」-「②法令上の根拠」	「別表第二における情報提供の根拠」(13、16、26、30、47、64、65、87、106の項)	「別表第二における情報提供の根拠」(13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項)	事後	
令和2年12月1日	II 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年8月1日時点	事後	
令和2年12月1日	II 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年8月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I 4②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 「別表第二における情報提供の根拠」(13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項) 「別表第二における情報照会の根拠」(57の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 「別表第二における情報提供の根拠」(13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項) 「別表第二における情報照会の根拠」(57の項)	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	I 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一(37の項)	番号法第9条第1項 別表の第56の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	I 4.②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 「別表第二における情報提供の根拠」(13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項) 「別表第二における情報照会の根拠」(57の項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2案の表 [主務省令における情報提供の根拠](17、20、42、72、89、90、125、141、155、161の項) [主務省令における情報照会の根拠](81の項)	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	I 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 情報統計課 電話番号 076-443-2015 ファックス番号 076-443-2202	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 情報システム課 電話番号 076-443-2015	事後	
令和7年3月25日	II 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつの時点の計数か	1万人以上10万人未満 令和2年8月1日時点	1,000人以上1万人未満 令和7年1月1日時点	事後	
令和7年3月25日	II 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年8月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	